

令和3年度
第8回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和3年11月10日開会

高松市農業委員会

令和3年度第8回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和3年11月10日（水）午後2時開会

開催場所 高松市役所13階 大会議室

出席委員 20人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 6番 高砂 清一（会長職務代理者第1）
- 8番 森口 憲司
- 9番 三好 義光
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸
- 13番 佃 光廣
- 14番 冨本 正樹（会長職務代理者第2）
- 15番 河田 薫
- 16番 藤澤 鶴夫
- 17番 河野 光明
- 18番 原田 和幸
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 宮武 正明
- 24番 古川 浩平

欠席委員 4人

- 7番 瀧本 繁樹
- 12番 真鍋 芳治
- 22番 橋田 行子
- 23番 神内 茂樹

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼 農政課 長 南 岳志
- 農政課 長 補佐 向谷美保子
- 農政管理係 長 浮田 政宏
- 副 主 幹 古免 範彰
- 主 任 技 師 河合 良治
- 主 任 主 事 佐藤 雅彦

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
- 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第10号 非農地証明願について
- 議案第11号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第12号 みどり豊かであるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について
- 議案第13号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について
- 議案第14号 農用地利用配分計画(案)について
- 議案第15号 高松市地区別賃借料情報の提供について
- 報 告 ア 農地利用最適化推進委員の死去について
イ 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(会長) ただ今から令和3年度第8回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は24名中20名で、農業委員会等に関する法律に規定する過半数に達していることから、定例総会は成立しております。

欠席委員は、瀧本委員、真鍋芳治委員、橋田委員、神内委員の4名です。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は14番富本委員及び24番古川委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、賃借人が労力不足のため、残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

2番は、貸付地を賃借人に譲り渡すため、農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。所有権移転の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権4番のとおりです。

3番、4番及び5番は、賃借人が労力不足のため、残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

6番、7番は、香川県農地機構を介した貸借について返還するもので、この後、すべての農地について借受人が譲渡を受ける予定となっております。

議案書2ページを御覧ください。

8番は、賃貸人が第三者に所有権移転をするため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。所有権移転の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権13番のとおりです。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

議案書3ページをご覧ください。

1番、2番は、貸人が転用する予定のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたものです。

3番は、貸人が転用する予定のため返還を受けたものです。

4番から7番は、第三者が転用する予定のため、返還を受けたものです。

8番は、貸付地を借人に譲り渡すため、返還を受けたものです。所有権移転の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権5番のとおりです。

9番は、借人が耕作不便のため、香川県農地機構に返還したものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について8件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について9件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようがありますので、議案第1号議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を、調査委員の富本委員より報告をお願いいたします。

富本委員 現地調査委員の富本です。

今回の特別現地調査委員は、古川委員と、私の2名で昨日11月9日に、現地調査を実施しました。

今回の農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち2番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、現地調査委員を代表して私から報告いたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申し上げます。

別紙の4条特別議案書を御覧ください。

1番は、旧高松市立上西小学校北西170メートルに在り、牧場販売所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者は牧場を営んでおり、新鮮な牛乳を使って加工した乳製品の需要が見込まれ、事業化に伴い販売する直売所が必要となったため、牧場販売所を計画したもので、自己所有地の中から代替地の検討もされた結果、牧場・加工場から近く、池のほとりで眺めもよく、休憩所や体験施設も設置する販売所用地として適切な面積を有していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成12年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が171.26平方メートルあります。

2番は、高松市立円座小学校北西1.5キロメートルに在り、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者は、相続により多くの農地を所有しているものの、会社経営も行っており、農地の保全管理が難しく、今後の縮小を考えてい

たところ、近隣の運送会社より駐車場貸借の申し入れがあったものです。

申請地は高松自動車道西インターが直近にあり、交通の利便性が良く、借主である運送会社は、既に申請地の東側を駐車場として利用しており、事業拡大により新たな駐車場を必要としていることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められます。隣接農地関係者のうち1人から同意を得られていないものの、田渡し水路の設置要望に転用者は応じているほか、「問題ある場合には当事者間において誠意をもって解決する」旨の確約書を提出しており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が、4,841.14平方メートルあります。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案2件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。

なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申し上げます。

議案書4ページを御覧ください。

1番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、先代が、宅地に隣接する田の一部に不足していた車庫等を建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成10年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が501.62平方メートルあります。

2番は、農家の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、家族の増加に伴い申請地も含めた住宅

の増改築が必要となったもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成5年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地介在田が314平方メートル有ります。

3番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅の排水管設置及び来客者用の駐車場の造成のため、転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和54年ごろに造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地介在田が499平方メートル有ります。

4番は、農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農業用倉庫が手狭となり農機具の保管のため、宅地横に納屋を建築するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成元年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が784.80平方メートル有ります。

なお、併用宅地と合わせて敷地面積が1,103.8平方メートルとなり、農家住宅転用可能面積1,000平方メートルを超えていますが、隣接に所有農地が無く、超過面積が103.8平方メートルで、農業上利用し難い狭小残地200平方メートル未満であり、問題ないと考えます。

5番は、非農家の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、この度、別件の転用申請の調査により、住宅を新築した際に誤って一部隣接農地に建築していることが判明したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成6年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が438.09平方メートル有ります。

6番は、農家の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、先代が、住宅及び納屋の建て替えの際、敷地を接道する市道に平行な形状としたために一部農地に建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和58年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が779.43平方メートルあります。

7番は、植林用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、労力不足及び高齢化により営農を続け

ることが難しく、休耕畑の荒廃を防ぐため森林組合の助言も受けてヒノキの植林を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、乳製品の加工場、及び倉庫として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者は長年酪農を営んでおり、生乳を販売する他、乳製品の提供も考え加工場、倉庫を建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成9年に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、2世帯住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は現在の住宅の東隣にあり不足する車庫を建築するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が499.73平方メートルあります。

議案書5ページをご覧ください。

12番及び13番は発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約2.17平方メートル200枚の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、両申請地は隣接しており、申請者も親子関係にある案件で高齢病弱により農地の維持管理ができないことから、土地の有効利用を考え太陽光発電を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、平成31年1月18日付けで再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農地への進入路を整備した際、幅員確保のため農地の一部を利用したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成20年ごろに造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、駐車場が狭いことから、宅地南側の農地を造成したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成10年ごろに造成済みですが、この度追認許可を受けるも

ので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が281.79平方メートル有ります。農地法第5条第1項許可の取消願1番に関連しています。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について13件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

古免副主幹 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申しあげます。

議案書6ページをお開きください。

1番は、令和3年9月21日付けで倉庫、露天駐車場用地として農地法第5条第1項の規定による転用許可申請をしていましたが、当初計画していた倉庫建築が取りやめとなり、露天駐車場のみ拡張する計画となったことから、転用計画の変更による許可申請の取下願があったものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権6番に関連しています。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については受理することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

古免副主幹 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書7ページをお開きください。

1番は、平成15年10月27日付けで使用貸借権による権利の設定により、自己住宅用地として転用許可を受けていましたが、住宅を建築することが困難となっていたことから、転用計画の

廃止による許可の取消願があったものです。農地法第4条第1項の規定による許可申請15番に関連しています。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようがありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようがありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については受理することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

古免副主幹 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書8ページをお開きください。

1番は、平成29年12月18日で、当初、24棟の分譲住宅用地として転用許可を受け、既に22棟が工事完了し、工事期間完了日までに事業完結する予定でしたが、近年、住宅の購入需要が減少傾向となっており、分譲住宅2棟が工事完了未了となっていることから、工事完了日を令和5年11月30日まで期間延長するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

2番は、令和2年11月30日付けで、露天資材置場・駐車場用地として転用許可を受けていましたが、転用地及び県道に挟まれて形状が不整形な農地について、この度、農地所有者との間で売買協議により同意が得られたことに伴い露天資材・車両置場拡張をするための、許可後の事業計画変更申請をするものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権18番に関連しています。

3番は、平成30年9月27日付けで、14棟の分譲住宅用地として転用許可を受け、6棟が工事完了し、工事期間完了日までに事業完結する予定でしたが、近年、住宅の購入需要が減少傾向となっており、分譲住宅8棟が工事完了未了となっていることから、工事完了日を令和5年9月19日まで期間延長するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について3件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようがありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようがありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による

許可後の事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

内容につきましては、現地調査委員富本委員から報告をお願いします。

富本委員 現地調査委員の富本です。

今回の農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち、所有権の2番、5番、7番及び8番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、1番から2番まで私が報告し、4番から8番までを古川委員から報告申し上げます。

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権について説明申し上げます。

別紙の5条特別議案書を御覧ください。

1番は、香川県立豊学校北隣に在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、県道高松香川線に近く交通の利便性が良く、周辺は教育・商業施設が整い、住宅団地・共同住宅等により宅地化も進み、住環境に優れた地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に譲渡人所有以外の農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路等が184.00平方メートルあります。

2番は、高松市立古高松南小学校南西800メートルに在り、転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、一定期間内（おおむね3ヶ月以内）に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、主要地方道高松長尾大内線にも近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

なお、議案番号3番につきましては、取下げの連絡が入り、欠番となったものです。

私の説明はここまでとし、4番からは、古川委員が説明します。

古川委員 現地調査委員の古川です。

4番は、栂川ダムより南東2.1キロメートルに在り、キャンプ場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道穴吹塩江線に近い市道に接し、自然豊かで、大人だけでなく子供たちが急傾斜地の地形を生かした遊び体験等を行うことができキャンプ場としては適地であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が463.94平方メートルあります。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

5番は、高松市立円座小学校南西900メートルに在り、航空機ジェットエンジン及び半導体製造装置用部品の加工等を行う法人が工場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道円座・香南線に接し、交通の便が良く、また本社にも近く、事業効率の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

6番は、高松市立檀紙小学校北1.1キロメートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道檀紙鶴市線に隣接し、交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化も進み、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用農道等44.48平方メートルあります。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

7番は、高松市立香南小学校南東1.4キロメートルに在り、小麦粉及び麺類の製造販売業を営む転用者が、現在稼働している第一工場が築30年を経過していることに伴い、製品を安定して供給できるように新工場を建設する用地としての転用で、同年9月に取下げたものを計画変更した上で、再度申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は既存倉庫の北隣で、本社及び第一工場も至近であり、作業効率が良く、また、主要地方道円座香南線に接しており、交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が3,890.68平方メートルあります。農地法第5条第1項許可申請所有権特別議案8番に関連しています。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

8番は、特別議案7番で申請のあった工場の近傍にあり、同一転用者が新工場の建設に伴い、工場立地法に基づく緑地を確保するため、工場敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第1種農地に区分されますが、周辺は土地改良事業による第1種農地がほとんどであり、代替地の検討もされた結果、申請地は既存工場の職員駐車場の西隣で、本社及び第一工場も至近であり、区域で、第1種農地の不許可の例外、「既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備するもの」に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が16,175.00平方メートルあります。農地法第5条第1項許可申請所有権特別議案7番に関連しています。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権7件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願ひします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

古免副主幹 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申しあげます。

議案書9ページを御覧ください。

1番は、建築工事業を営む法人が、市内にある本社敷地内の機材及び資材を保管する場所が手狭となっており、大規模な現場工事の際は、その都度、資材調達するか借地をして対応していましたが、今後の事業拡大も見据え、新たに事務所兼モデルルーム、露天資材置場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者と

の調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、特別議案です。

3番は、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、県道国分寺太田上町志度線へのアクセスも良く、周辺は、教育施設や商業施設が整備され、大規模な住宅団地により宅地化が進んだ住環境の優れた地域に在ることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番の転用者は、夫の実家で両親と同居しているが、子の成長に伴い住居が手狭となっていることから、親族が所有する農地を譲り受け、非農家の自己住宅用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、周辺は、小学校、病院が近く、商業施設も整備され、分譲住宅により宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側及び東側が市道に接し、主要地方道三木・国分寺線へのアクセスも良く、同族法人が開発した分譲住宅団地に隣接して開発するもので、周辺には、教育施設や医療施設も整備され、宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用農道等が29.68平方メートル有ります。

6番は、和洋菓子の製造販売業を営む法人で、近年、業績が好調で繁忙時期には店舗併設駐車場が満車となり、慢性的に駐車場が不足していたことから、これを解消することと、今後、工場従業員を30名増員する計画でもあることから、露天駐車場拡張用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既設の店舗併設駐車場の拡張であり、他の土地に代えて転用することが出来ないことから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が7,980.84平方メートル有ります。農地法第5条第1項の規定による許可の取消願1番に関連しています。

7番は、特別議案です。

8番は、特別養護老人ホームを営む法人が、施設職員の増加により既存の露天駐車場が手狭であることから、新たな露天駐車場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側及び南側は市道に接し、県道高松・志度線へのアクセスも良く、既存の施設にも隣接し利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書10ページを御覧ください。

9番の転用者は、電気工事業を営む法人の代表者で、近年、本社から離れた庵治町周辺での工事受注が増加していることから、新たな貸倉庫、露天貸資材置場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、主要地方道高松・牟礼線へのアクセスも良く、資材等を搬入する際の利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面等の関係から役員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。

10番は、宅地分譲用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側及び東側が市道に接し、主要地方道高松長尾大内線へのアクセスも良く、周辺は、商業施設が整備され宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が17平方メートルあります。

12番は、現在借家住まいで、子の成長に伴い、住居が手狭となっていることから、祖父所有の農地を譲り受けて分家住宅用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者

の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、不動産業を営む法人が、業務拡張に伴い月極駐車場の需要が見込める地域で新たな露天駐車場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が792.54平方メートルあります。

14番は欠番となっております。

15番は、宗教法人の役員で、参拝者用の駐車場が不足しているため、新たな露天駐車場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が進入路を介して市道に接し、国道193号線へのアクセスもよく、神社からも近く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が90.54平方メートルあります。

議案書11ページを御覧ください。

16番は、特別議案です。

17番は、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が県道円座香南線と接し、周辺は、宅地化が進んだ地域に在り、教育施設が整備された住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18番は、貨物自動車運送業を営む法人が、令和2年11月30日付けで、露天資材・車両置場用地として転用許可を受けていましたが、申請地は転用地と県道に挟まれ、また不整形で耕作が困難である農地を露天資材・車両置場拡張用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、許可済地の露天資材・車両置場を拡張するもので、他の土地に代えて転用することが出来ないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請2番に関連しています。

19番は、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が県道山崎御厩線に接し、周辺は、教育施設が近く、宅地化が進んだ住環境の良い地域であること

から、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

20番は、特別議案です。

議案書12ページを御覧ください。

21番は、特別議案です。

22番の転用者は、水道工事業の会社を経営しており、トラックや従業員用の駐車スペースが不足していることから、新たな露天駐車場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和63年に造成済ですが追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

23番は、特別議案です。

議案書13ページを御覧ください。

24番は、特別議案です。

25番は、排水路用地として転用申請をするものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、農地への排水路であり、他の土地に代えて転用することができないことから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和48年に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており被害防除措置も適切であると考えます。

26番は、自己住宅への進入路が狭く不便であることから進入路拡幅用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、既存宅地の進入路であり、他の土地に代えて転用することができないことから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。

27番の転用者は、農業用ビニールハウスの組立・設置・販売業を営む法人で、需要が多く寄せられる高松市南部地区で、今後の事業拡大のための新たな露天資材置場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、間口が広く大型車両の出入りが容易で、利用及び管理がし易く、県道東谷岩崎線へのアクセスも良いことから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

28番の転用者は、土木工事業の会社を経営しており、高松市南部での事業拠点として新たな貸資材置場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側は市道に接し、利用する車両の出入りが容易で利用及び管理がし易く、県道東谷岩崎線へのアクセスも良いことから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成14年に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申し上げます。

議案書14ページを御覧ください。

1番の転用者は、土木工事業を営む法人で、業務内容の多様化に伴い既存の資材置場が手狭となっているため、新たな露天資材置場として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、利用する大型車両の出入りが容易で利用及び管理がし易く、主要地方道円座香南線へのアクセスも良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、令和7年に造成済ですが、追認許可を得るもので隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林が687.00平方メートル有ります。

2番の転用者は、薬局を経営する法人で、耳鼻咽喉科医院の開業に当たり、隣接する申請地に調剤薬局を建築するため店舗用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が126.32平方メートルあります。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申し上げます。

議案書15ページをお開きください。

1番は、借家住まいであるが、子の成長に伴い住居が手狭となったことから、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。

2番も、現在は借家住まいで、姉所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。

3番も、借家住まいで子の成長に伴い住居が手狭となったことから、義父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

4番も、借家住まいであるが、借家住まいで子の成長に伴い住居が手狭となったことや両親が高齢であるため、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、実家と隣接しており、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

5番も、借家住まいであるが、子の成長に伴い住居が手狭となったことから、叔父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、実家からも近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

6番も、借家住まいで子の成長に伴い住居が手狭となったことから、親族所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番も、借家住まいであるが、子の成長に伴い住居が手狭となったことから、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。

8番も、借家住まいであるが、両親が高齢となったことから、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、併用地を介して東側が市道に接し、実家と隣接しており、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、土木建設工事の設計、施工業を営んでいる法人が公共事業（高松市発注）の水路工事の施工に際し、工事期間中の工事車両及び関係者の駐車場や資材置場を確保するため、仮設露天資材・車両置場用地として令和3年12月1日から令和4年3月31日までの間、一時転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書16ページを御覧ください。

10番は、借家住まいで家族が増え住居が手狭となっていることから、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請をするものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し実家と隣接しており親の面倒も見られ、農業の手伝いも出来ることと、申請地は土地改良事業区域内の縁辺部で集落に接続して設置されるもので第1種農地の不許可の例外に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。

11番の転用者は、宗教法人の役員で、隣接する駐車場用地の工事の為の関係車両と、年末年始等の繁忙期の参拝者用の駐車場として、令和3年12月1日から令和6年11月30日までの間、仮設露天駐車場用地として一時転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の駐車場を介して東側が市道に接し、神社からも近く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番も、借家住まいであるが、将来、家族や家財道具が増えると手狭となることから、父所有農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側及び東側・西側が市道に囲まれ、耕作をすることが困難な農地で、また、両親宅に近く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者

の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。

13番も、借家住まいであるが、子の成長に伴い住居が手狭となったことから、祖父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が道路に接し、両親宅に近く、親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番も、借家住まいであるが、将来、家族が増えると手狭となることから、祖父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番も、実家住まいであるが、家族も増え住居が手狭となったことから、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、両親宅に近く親の面倒が見られることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権20件、賃借権2件、使用貸借15件、計37件について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

なお、議案第9号のうち、所有権7番については、赤松委員に関する案件であり、「農業委員会等に関する法律」第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、赤松委員に退室いただいた上で、他の案件に先立ち本件の審議をお願いいたします。事務局は、赤松委員の退室を誘導してください。

(赤松委員退室)

それでは、先に所有権7番について、事務局の説明を求めます。

佐藤主任主事 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転案件の7番について、先に御説明申しあげます。

議案書17ページを御覧ください。

7番は、譲渡人が農業廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

所有権7番についての説明は以上です。御審議よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、所有権7番について、許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議がないようでありますので、所有権7番については許可することに決定いたしました。

それでは、赤松委員の入室誘導をお願いします。

(赤松委員 入室、着席)

議 長 引き続きまして、その他の案件について、事務局の説明を求めます。

佐藤主任主事 引き続き、所有権移転の案件を説明させていただきます。

議案書17ページをお願いします。

1番は、土地整形のため隣接農地を譲り受けるものです。

審査基準のうち、下限面積要件を満たしていませんが、農地法第3条第2項ただし書及び同施行令第2条第3項第3号、「その位置、面積、形状等からこれに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、当該隣接する農地を現に耕作の事業に供している者が権利を取得すること」に該当し、例外的に許可できるものです。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番、3番は譲渡人が新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜等を栽培するものです。

4番は、貸付地を譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。農地法第18条第6項通知2番に関連しています。

5番も、貸付地を譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。使用貸借に係る農地返還通知8番に関連しています。

6番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

8番は、譲渡人が農業廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すも

ので、取得後は水稻及びさつま芋を栽培するものです。

9番は、譲渡人が労力不足のため、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻と柑橘類を栽培するものです。

次のページをお願いします。

10番は、社会福祉法人である譲受人が障害福祉サービスを利用している障害者に作業の場を提供することを目的として、譲り受けるもので、取得後は果樹や野菜を栽培するものです。農地法第3条第2項ただし書及び同法施行令第2条第1項第1号のハの不許可の例外に該当するものです。

11番は、譲渡人が労力不足のため、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

12番は、譲渡人が労力不足のため、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は花を栽培するものです。

13番は、譲渡人が労力不足のため、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

18条6項通知8番に関連しています。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、賃借権移転について御説明申しあげます。

議案書19ページを御覧ください。

1番は、親が高齢のため、残存小作権を息子に贈与するもので、取得後は引き続き盆栽を栽培するものです。

以上、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転12件、賃借権移転1件御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第10号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任 議案第10号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書20ページを御覧ください。

1番は、昭和57年ごろから、納屋として、2番は、昭和45年ごろから道路、水路として、5番は平成11年ごろから道路として利用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する農地の保全又は、他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（納屋、農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

3番、4番、6番は、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第10号 非農地証明願について6件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第10号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第10号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第11号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

向谷課長補佐 議案第11号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

令和3年11月4日付けで、高松市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。

申請のあった案件については、各地区部会において現地調査および御審議いただいたところ、掲載案件については、問題のない旨の報告を受けております。

資料の内容について御説明いたします。

資料2ページを御覧ください。

農用地区域からの除外内容でございまして、変更しようとする土地の所在・面積及び除外後の用途が各地区順に記載されております。

資料3ページを御覧ください。

下段の表に、今回の除外後の用途区分ごとの件数および総面積が記載されております。その右端に、合計欄がございまして、今回の除外申請の合計件数は9件、合計面積で2,389.22平方メートルでございまして。

以上、議案第11号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第11号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第11号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに決定いたしました。

次に、議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申し上げます。

まず16条1項についてですが、資料2-1の2、3ページを御覧ください。令和3年10月15日、及び18日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、4、5ページのとおり、令和3年10月14日付けで有限会社中村節朗石材外1者から香川県知事宛に土地開発行為協議書が提出されたことによるものです。

開発行為を行う土地は高松市牟礼町牟礼字北山田3436番3外6筆であります。

6ページに位置図を付しています。

7ページ以降には土地利用計画図を付しています。

資料の1ページを御覧ください。

土地開発行為の目的は、土石を採取するものです。

10月25日に牟礼地区担当農地利用適正化推進委員と地区担当で現地調査を行い、開発区域の下流域には農地が存在することを確認しました。

以上のことを踏まえて、高松市長には、下段のとおり「開発に当たっては、開発区域の下流域に存在する農地、農業施設及び農作物に支障を及ぼすことのないよう万全の措置を講じること。」との意見を付して回答したいと考えております。

次に18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申し上げます。

資料2-2の2ページを御覧ください。令和3年10月15日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、3ページのとおり、令和3年9月30日付けで庵治石開発協同組合から香川県知事宛に土地開発行為変更協議書が提出されたことによるもので、開発行為を行う土地の所在は高松市牟礼町字久通3445番2外12筆です。

5ページに位置図を付しています。

6ページには土地利用計画図を付しています。

1ページを御覧ください。

土地開発行為の目的は、採石後、廃土石処分による山林の復旧を行うもので、この度の変更協議は、廃土石の搬入量の減少により、事業期間を3年間延長するものです。

10月25日に牟礼地区担当推進委員と現地調査を行い、開発区域の下流域には農地が存在することを確認しました。

以上のことを踏まえて、高松市長には、下段のとおり「開発に当たっては、開発区域の下流域に存在する農地、農業施設及び農作物に支障を及ぼすことのないよう万全の措置を講じること。」との意見を付して回答したいと考えております。

と。」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに決定いたしました。

次に、議案第13号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第13号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について御説明申しあげます。

資料3の2ページを御覧ください。

令和3年10月20日付けで高松市長から採石法に基づく採取計画認可申請に対する意見照会があり、これは3、4ページのとおり令和3年10月14日付けで牟礼地区での事業について、採石事業者から香川県知事宛に採石法に基づく採取計画認可申請書が提出されたことによるものです。

5ページ以降には、位置図、現況図、利用計画図を付しています。

概要をまとめておりますので、1ページを御覧ください。

申請者及び土石の採取場は、議案第12号の資料2-1で御説明しましたみどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の案件と申請者及び採取場区域は同一であり、現地調査も土地開発行為の協議に係る調査と併せて実施しております。

以上のことを踏まえて、牟礼地区担当推進委員と協議した結果、採取場区域の下流域には農地があり、高松市長には、「採取に当たっては、採取場の下流域に存在する農地、農業施設及び農作物に支障を及ぼすことのないよう万全の措置を講じること。」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第13号 採石法33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について、御審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第13号 採石法33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第13号 採石法33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに決定いたしました。

次に、議案第14号 農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第14号、農用地利用配分計画(案)について御説明申しあげます。

資料4を御覧ください。

今回、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、高松市長から、農用地利用配分計画について、意見伺いが提出されております。

これは10月29日付けで農用地利用集積計画を公告した農地のうち、農地中間管理事業を利用したもので、現在、香川県農地機構が中間管理権を取得した状態となっているものです。これを同機構から受け手に利用権を設定するため、香川県の農用地利用配分計画の認可を受けるに当たり、10月12日付けで、高松市長から農業委員会に意見伺いが提出されているものです。

資料を1枚めくっていただき、1ページの総括表を御覧ください。

高松市全体で、申出件数171件、筆数440筆、面積466,388.92平方メートルとなっており、昨年の同時期と比較して、面積で約17%減少しています。

以下、資料の2ページから23ページは、貸借の各筆明細書となっております。

なお、県の認可公告は12月28日が予定されております。

以上、議案第14号 農用地利用配分計画(案)について御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第14号 農用地利用配分計画(案)については、異議のない旨回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第14号 農用地利用配分計画(案)については異議のない旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第15号、高松市地区別賃借料情報の提供についてを議案とします。事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第15号、高松市地区別賃借料情報の提供について御説明申しあげます。

資料5を御覧ください。

これは農地法第52条の規定に基づき、市内各地区における賃借料の目安になるものとして、農業委員会のホームページや農業委員会だよりで情報提供を行うもので、平成21年の農地法の改正時から続けているものです。

データの内容につきましては、令和2年3月29日、同年10月31日、令和3年3月31日及び同

年10月29日付けの公告分で、農業経営基盤強化促進法により賃借された2年間、計4回分の集計データを基に地区別の平均額・最高額・最低額を掲載しています。

賃借のデータ数は582件で、金額は百円未満を四捨五入し、百円単位としております。市全体の平均値は、10アール当たり6,600円となっています。

なお、参考として、使用賃借による貸し借りの件数を右端に掲載しておりますが、この使用賃借のデータは、平均値の計算には反映させておりません。

以上、議案第15号 高松市地区別賃借料情報の提供について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第15号については、異議のない旨回答することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第15号は承認することに決定いたしました。

続きまして、報告案件にうつります。ア 農地利用最適化推進委員の死去について、事務局の報告及び説明を求めます。

南事務局長 農地利用最適化推進委員の死去について御報告申しあげます

第5地区部会の檀紙地区の農地利用最適化推進委員 天雲敏昭氏が、去る10月20日に亡くなられ、葬儀は10月22日に家族葬にて執り行われました。

家族葬ということでありましたので、第5地区部会長と相談し、各地区部会に葬儀の連絡は控えさせていただきました。

また、今後の対応でございますが、法律では、推進委員の補充が必要な場合に関する規定はなく、必ずしも欠員があるごとに補充をする必要はないと解されています。

そこで、第5地区部会で協議をいただいた結果、檀紙地区は、これまで、農業委員1人と農地利用最適化推進委員3人の計4人が担当しておりましたが、今後は3人で対応していくとの報告を受けておりますので、後任委員を補充するための募集は行わないことを併せて御報告いたします。

以上で、農地利用最適化推進委員の死去についての報告を終了します。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。——御発言がないようでありますので、次に、イ 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について事務局の報告及び説明を求めます。

向谷課長補佐 それでは、イ 農地法第4条第1項・第5条第1項 関係許可状況について御報告申しあげます。

資料6を御覧ください。

期間としましては、令和3年10月7日から11月4日分までであります。

まず、許可件数ですが、9月以前の議決分といたしまして、4条が0件、5条が3件で、10月議決分といたしまして4条が10件、5条が23件で、合計で4条が10件、5条が26件です。

許可保留件数につきましては、9月以前の議決分といたしまして、4条が1件、5条が7件で、10月議決分といたしまして、4条が1件、5条が8件で、合計で4条が2件、5条が15件です。

取下につきましては、10月議決分の5条で、1件です。

次に、許可保留及び取下の内容について御説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

4条関係です。7月議決分の9番が建築基準法上の道路許可未了のため、現在、許可保留となっています。

2ページを御覧ください。

10月分議決分の4番が開発許可未了により現在、許可保留となっています。

3ページを御覧ください。

5条関係です。4月議決分の所有権の4番、賃借権の1番が、開発許可未了により、6月議決分の所有権の13番が開発許可未了及び直近事業造成工事未了により、8月議決分の所有権の4番が、開発許可未了により、9月議決分の所有権7番が開発許可、道路工事承認未了により、13番が、道路工事承認、用途廃止未了により、14番が開発許可未了により、現在、許可保留となっています。

4ページを御覧ください。

10月議決分の所有権4番、7番が開発許可未了により、11番、15番、16番が開発許可、道路工事承認未了により、12番が開発許可、県道道路工事承認未了により、現在、許可保留となっています。10番は先ほど御審議いただきました取下分でございます。

5ページを御覧ください。

21番、22番が開発許可未了により、現在、許可保留になっています。

以上で今月の許可状況についての報告を終了します。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。——御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和3年度第8回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時56分 閉会